

令和 8 年度こえの県民だより製作業務委託要領（案）

静岡県を甲とし、
を乙として、令和 年 月 日付けで締結したこえの県民だより製作業務委託契約については、当該契約書に定める事項のほか、この要領に定めるところによる。

1 目的

視覚障害のある方で点字の読めない方に、県政の動きをお知らせし、県政への理解と協力を得る。

2 規格等

区分	内 容
規格	C D（デイジー規格）
製作回数	月 1 回
発行日	印刷版発行後原則 3 日以内
製作本数	1 回につき、C D（デイジー規格）100 枚
掲載内容	県民だより及び福祉関連情報
提出	音声デジタルデータを広報戦略課に提出

3 配付

(1) 配付先及び配付本数

配付先及び配付本数の詳細については、甲から別途指示する「こえの県民だより配付先一覧表」のとおりとすること。*配付先は変更の可能性あり

(2) 配付方法

郵送により配付する。

(3) 配付もれの防止

ア 3の（2）による配付により、到達もれ等のトラブルを生じることのないよう、慎重を期すること。

イ 到達もれ等のトラブルを生じた場合は、直ちにこえの県民だよりを配付するとともに、トラブルの原因を調査・確認の上、甲に報告し、承認を得ること。

(4) 配付先・部数の変更

配付先・部数等については甲の指示により変更する場合がある。なお、大幅な変更でない場合は、契約の変更は行わない。

4 業務完了報告書

契約書第 7 条に定める報告書の様式は、別添様式のとおりとする。

5 その他

(1) 秘密の保持

業務上知り得た秘密は、甲によって公表されるまで他に漏らしてはならない。

(2) 条件の遵守

ア 乙は、誠意をもってこの委託要領のほか、別添契約書の定める内容を遵守しなけれ

ばならない。

イ 甲は、この要領の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ乙に協議しなければならない。

様式

こえの県民だより 月号 報告書				
製作	C D (デイジー規格) 枚			
発送	配付先	配付方法	完了年月日	C D (枚)
	市町	郵送	令和 年 月 日完了	
	健康福祉センター	郵送	令和 年 月 日完了	
	視覚特別支援学校	郵送	令和 年 月 日完了	
	図書館	郵送	令和 年 月 日完了	
	福祉施設等	郵送	令和 年 月 日完了	
	個人	郵送	令和 年 月 日完了	
	広報戦略課	郵送	令和 年 月 日完了	
インターネット用 デジタルデータ	納品年月日 令和 年 月 日			
トラブル	有・無 〔内容・処理〕			
こえの県民だより製作業務委託契約書第7条に基づき、月号に関して以上のとおり報告します。				
令和 年 月 日				
静岡県知事 様				
印				